懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　　氏　　名　高見澤昭治
　　登録番号　14785
　　事 務 所　東京都三鷹市下連雀３―６―51
　　カーザ・パッセロ301
　　高見澤法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　　平成24年６月６日
平成24年６月14日　　日本弁護士連合会

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

群馬県高崎市東町一六四番地一三

有限会社ワールド冷熱

清算人　高橋　和男

解散公告

当社は、平成二十四年五月二十九日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

千葉県船橋市二和西一丁目九番五棟二〇二号

株式会社シーエヌ開発

代表清算人　今井　晴康

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十八日開催の株主総会の決議により、平成二十四年七月二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都北区東田端一丁目一七番二〇号

ジェイアールエフ・ホテル株式会社

代表清算人　松田　憲明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

キャップマークアセットマネジメント株式会社

代表清算人　佐々木忠幸

解散公告

当社は、平成二十四年六月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

Ｈａｐｐｙ　Ｆａｍｉｌｙ特定目的会社

代表清算人　山﨑　亮雄

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都練馬区貫井四丁目四七番五〇号

有限会社Ｔ・ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ

代表清算人　出羽　和明

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十八日開催の株主総会の決議により、平成二十四年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区神田神保町三丁目一一番地

株式会社ジェイボック

代表清算人　橘　　哲

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号

オークレットリアルティ合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

若洲ロジプロパティー特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

柏プロパティー特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

北海道プロパティー特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

ムロオプロパティー特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩